

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、150名程度が見込まれる。

平成23年1月21日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 大原 泉

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成23年度南部国道交通対策関係資料整理業務(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、南部国道事務所における道路(交通対策)に関する調査設計業務に関する積算(積算に必要な現地調査、発注図面・数量総括表の作成、積算資料の作成、積算システムへの積算データ入力までの一連の業務)及び調査設計業務に関する技術審査(発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務)の支援を行うことにより、業務発注担当部署の業務発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1業務毎(以下「個別業務」という)の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。また、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 業務積算資料の作成
- 3) 数量計算書の作成
- 4) 特記仕様書(案)等の作成
- 5) 業務積算システムへの積算データ入力
- 6) 変更設計に係わる上記の業務
- 7) 業務発注資料の作成
- 8) 技術資料の分析・整理
- 9) 技術資料確認事項の整理

10) ヒアリング記録作成等

11) その他資料作成（予算要求等）

12) 予定業務件数は18件を予定している。

（4）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するものは（以下「競争参加資格確認申請者」という。）創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2）評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：守秘義務を確保するための具体的な工夫及び留意点について

（5）成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- | | | |
|----|----------------------|-----|
| 1） | 業務発注図面及び数量総括表（数量計算書） | 1 式 |
| 2） | 積算資料 | 1 式 |
| 3） | 積算データ（記録媒体　FD等） | 1 式 |
| 4） | 業務技術審査資料 | 1 式 |
| 5） | 技術資料の分析・整理資料 | 1 式 |
| 6） | その他調査職員が指示した資料 | 1 式 |
| 7） | 打合せ記録簿 | 1 式 |

（6）履行期間　平成23年4月1日～平成24年3月31日

（7）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

（8）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2. 入札参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式17に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について沖縄総合事務局が沖縄県警察に照会を行うことに異存がないこと。なお、沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 沖縄総合事務局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成23年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 2-1 (3) 掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等提出期限まで平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をと

ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- １）親会社と子会社の関係にある場合
- ２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- １）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４．競争参加資格確認申請者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務・公物管理補助業務・行政事務補助業務は含まない）に参加している者及びその発注業務（ただし、発注者支援業務・公物管理補助業務・行政事務補助業務は含まない）に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注業務に参加とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の１）又は２）に該当するものをいう。
 - １）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。
 - ２）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（２）誓約書の提出

上記（１）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

（３）業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、沖縄総合事務局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。なお、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）業務委託等成績評定要領」（平成20年9月30日付け府開技術第130号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、資料整理業務、計画及び協議資料作成業務。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門ー建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・RC CM又はRC CMと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会が認定した発注者支援業務技術者IまたはII
- ・東北地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者IまたはII（積算）
- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援

技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種

- ・近畿地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・四国地方公共工事品質確保推進協議会が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者

※２「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成１３年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２２年度完了予定も対象に含む）において、１件以上の実績を有すること。

ただし、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成２０年９月２６日付け国官技第１２６号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）業務委託等成績評定要領」（平成２０年９月３０日付け府開技術第１３０号）に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。なお、「地方整備局等委託業務等成績評定要領」（平成２０年９月２６日付け国官技第１２６号）又は、「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港関係を除く）業務委託等成績評定要領」（平成２０年９月３０日付け府開技術第１３０号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務実績には、平成１３年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務、資料整理業務

２）類似業務：

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が发注した土木工事に関する発注者支援業務、資料整理業務
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が发注した公物管理補助業務（道路）、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザー業務、土木設計（道路）における概略・予備・詳細設計業務、計画及び協議資料作成業務、土木工事における監理技術者

（３）恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

(4) 手持ち業務量

- ・配置予定管理技術者は、平成23年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成23年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

- ・本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成23年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1) から4) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

- 1) 土木関係業務に携わる者については、以下のいずれかの資格等を有するもの
 - ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
 - ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
 - ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）

- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者
- 2) 電気設備関係業務に携わる者については、以下のいずれかの資格等を有するもの
 - ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
 - ・一級電気工事施工管理技士又は二級電気工事施工管理技士
 - ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
 - ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
 - ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・配置予定管理技術者において認めた資格を有する者
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ又はⅡ
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ（積算）
- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種またはⅡ種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種またはⅡ種。または支援技術者Ⅲ種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種またはⅡ種公共工事品質確保技術者。または一般公共工事品質確保技術者

※2 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

2－7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該

当する者のうち、下記（２）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- １）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- ２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- ３）上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

（２）総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

３）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 900-0001 沖縄県那覇市港町 2-8-14

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電話 098-861-2336

FAX 098-861-1429

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記 4. (1) にて交付する。）

交付期間：平成 23 年 1 月 21 日（金）から平成 23 年 3 月 14 日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9 時 00 分から 17 時 00 分まで」とする。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成 23 年 1 月 24 日から平成 23 年 2 月 7 日（月）17 時 00 分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成 23 年 2 月 7 日（月）17 時 00 分までに上記（1）に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

①実施場所：沖縄総合事務局 南部国道事務所 2 階 会議室

②実施期間：平成 23 年 2 月 18 日（金）～平成 23 年 2 月 21 日（月）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成 23 年 2 月 17 日（木）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成 23 年 3 月 15 日（火）17 時 00 分
- ・紙により持参の場合は、平成 23 年 3 月 15 日（火）17 時 00 分
- ・開札は、平成 23 年 3 月 16 日（水）13 時 30 分

〒 901-0001 沖縄県那覇市港町 2 - 8 - 1 4

沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) に同じ。

(6) 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務及び公物管理補助業務、行政事務補助業務は含まない。）に参加することができない。

当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する業務の入札に参加することができない

・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注業務（ただし、発注者支援業務及び公物管理補助業務、行政事務補助業務は含まない。）に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注業務に参加してはならない。なお、「業務に参加」とは、当該業務の入札に参加すること、当該業務の下請けとしての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の 1) 又は 2) に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成 23 年 4 月 1 日とするが、当該業務にかかる平成 23 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は平成 23 年 4 月 1 日とする。ただし、当該業務にかかる平成 23 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 暴力団排除について

- ・本業務は、法第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号をいう。）への該当の有無を沖縄県警察へ照会する場合がある業務である。
- ・沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- ・また、照会に先立ち、沖縄県警察からの通報により参加者が暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときも、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

(10) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

Izumi Oohara Director of South National Highways Office, Government of Japan.

(2) Subject matter of the contract : ordering support

(3) Time-limit to express interests by electric bidding system : 17:00, 7, February, 2010: (by bringing : 17:00, 7, February, 2010.

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system:17:00, 15, March, 2010: (by bringing : 17:00, 15, March, 2010:

(5) Bid Opening : 13:30, 16, March, 2010

(6) Contact point for tender documentation : ,Accounting and Contract Division, South National Highways Office, Government of Japan, 2-8-14 Minato-machi Naha City, Okinawa 900-0001
Tel:098-861-2336, Fax:098-868-1196